

議案第 78 号

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を第 18 条とし、第 15 条の次に次の 2 条を加える。

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を審査するため、法第 18 条の規定に基づき、松阪市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員 6 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）識見を有する者

（2）その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の期間は、前任者の在任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（報酬及び費用弁償）

第 17 条 審査会の委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の定めるところにより支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。